⑨ 大阪亜鉛鍍金工場（八四一ー八、二九）
所在地 大阪市港区泉尾浜通り三
労働者 二四名（内職人二三名）
其ノ他見習 全部
組合加盟
当工場ハ不況ノ為臨休ヲ命ジ一同ヲ解雇セントセシニ[illegible]
工場主ハ三三日間賃金ヲ支払フ一旦解雇シ名分ヲ付シテ[illegible]
[illegible] 職工ニ二分ノ[illegible]ノ不可能ナルヲ看取シ全部ニ対シ
解雇者ヲ[illegible]ニ見舞金ヲ 八月[illegible] 再ビ争議
総同盟ヲシテ
要求ヲ提出
一、事業ヲ開始スルコト
一、就業後ハ[illegible]ヲ[illegible]ニ依リ[illegible]事業ヲ開始スルコト

一、若シ工場閉鎖ノ場合ハ解雇手当ヲ支給スルコト
一、争議中ノ日給全額ヲ支給スルコト
八月廿七日右ノ条件ニテ解決、
一、十月一日遂ニ工場ヲ再開シタ
二、工場閉鎖中（八月）ノ手当トシテ七三円五十銭ヲ支給シタ
三、九月中ノ手当三百五十円ハ九月十日全員ニ[illegible]ノ二週間ニ支給シタ
四、工場主ハ義務ノ如何ニ不拘従業員ハ存続シタ

⑩ 横浜船渠株式会社（八一一九・五）
所在地 横浜市中区水位町二

財團法人 協調會